

日医発第 604 号（保 149）
平成 23 年 9 月 28 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

平成 23 年度医薬品価格調査に対する協力について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省医政局長より本会あて協力依頼がありました。

本調査は、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価（薬価基準）」の改正の基礎資料等を得ることを目的として実施されるものであります。

本会といたしましては、従前どおり本調査に協力することといたしましたので、貴職におかれましても客体医療機関の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。（参考：前回調査については、平成 21 年 9 月 15 日付日医発第 534 号にてご依頼）

調査内容等につきましては添付資料 1 にも示されておりますが、購入サイドからは、病院約 900（抽出率 1/10）、診療所（歯科診療所を除く。）約 1,000（抽出率 1/100）、保険薬局約 1,600（抽出率 1/30）が調査客体として抽出され、平成 23 年 9 月取引分の医薬品を対象に実施されるものであります。

客体医療機関に対しましては、都道府県調査主管部局等を通じて、添付資料 2～5 が送付され、回答に当たりましては「医療機関用調査票・第Ⅰ」及び「医療機関用調査票・第Ⅱ」を提出いただくこととなります。なお、「医療機関用調査票・第Ⅱ」については、CD-R での回答が原則とされておりますが、取引データ等について電算化の行われていない医療機関におかれましては、CD-R による回答に代えて紙面での回答も可能とされております。

調査票等は平成 23 年 11 月 2 日までに都道府県の調査担当吏員あて提出いただくことになっておりますが、本調査に関して不明な点や疑義が生じた場合には、各都道府県の調査担当吏員に問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

なお、調査対象医療機関には、9月上旬より調査票等が送付されておりますが、東日本大震災に係る対応としまして、下記の措置が講じられております。

記

東日本大震災の影響による調査票配布時等の配慮

- (1) 調査客体となる医薬品販売営業所等及び病院等のうち、下記の区域等に所在するものに対しては、調査票の発送は行わない。
 - ①（社）日本損害保険協会が津波や火災によって甚大な被害（流失や焼失）のあった街区として認定した全損地域
 - ②郵便事業（株）によって郵便物等の配達困難地域となっている区域
 - ③原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域となった地域
 - ④同法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている区域
- (2) 調査客体となる医薬品販売営業所等及び病院等のうち、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域に所在するものに対しては、調査協力の了承を得た上で調査を実施する。
- (3) 有効回答の集計・分析の際に、被災区域に所在する調査客体からのデータを除いた集計を別途行うなどの措置を必要に応じ講ずる。

（添付資料）

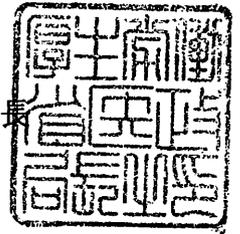
1. 平成23年度医薬品価格調査の実施について
（平23.9.1 医政発第0901第1号 厚生労働省医政局長通知）
2. 医薬品価格調査
医療機関用調査票・第Ⅰ
医療機関用調査票・第Ⅱ
3. 回答用CD-R
4. 医療機関用調査票 記入上の注意
（別紙1）CD-Rでの報告による場合の入力方法（医療機関・保険薬局用）
（別紙2）紙面での報告による場合の記入方法（医療機関・保険薬局用）
5. 薬価基準収載医薬品コード表

医政発0901第1号

平成23年9月1日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



平成23年度医薬品価格調査の実施について

日頃から医薬品行政の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。
標記につきましては、別紙要領により実施することといたしましたので、御協力下さいますよう、よろしく願いいたします。

(別紙)

平成23年度医薬品価格調査実施要領

1 調査の目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)」の改正の基礎資料等を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

薬価基準に記載されている全ての医薬品。

ただし、使用医薬品告示の別表に掲げられている医薬品(経過措置品目)については、調査対象品目としない。

調査対象品目数：約17,000品目(告示品目数)
約18,000品目(銘柄品目数)

3 調査項目

医薬品の包装単位、価格、数量等

4 調査客体

(1) 販売サイド

保険医療機関(病院又は診療所)及び保険薬局に直接医薬品を販売する薬局及び卸売販売業者(改正前の薬事法に基づく特例販売業者を含む。以下「販売業者」という。)の全数を対象及び客体とする。

ただし、医薬品の取引が帳簿上だけであり、販売業者としての実態がなく、主として、特定の医療機関等とのみ取引を行っている販売業者は対象としない。

(調査対象客体数 約6,000客体)

(2) 購入サイド

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により10分の1の抽出率で抽出された病院を客体とする。

(調査対象客体数 約900客体)

イ 診療所(歯科診療所を除く。)の全数から、層化無作為抽出法により100分の1の抽出率で抽出された診療所を客体とする。

(調査対象客体数 約1,000客体)

ウ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により30分の1の抽出率で抽出された保険薬局を客体とする。

(調査対象客体数 約1,600客体)

5 東日本大震災の影響による調査票配布時等の配慮

- (1) 調査客体となる医薬品販売営業所等及び病院等のうち、下記の区域等に所在するものに対しては、調査票の発送は行わない。
 - ① (社) 日本損害保険協会が津波や火災によって甚大な被害（流失や焼失）のあった街区として認定した全損地域
 - ② 郵便事業（株）によって郵便物等の配達困難地域となっている区域
 - ③ 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域となった地域
 - ④ 同法第 20 条第 3 項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている区域
- (2) 調査客体となる医薬品販売営業所等及び病院等のうち、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 3 項に規定する特定被災区域に所在するものに対しては、調査協力の了承を得た上で調査を実施する。
- (3) 有効回答の集計・分析の際に、被災区域に所在する調査客体からのデータを除いた集計を別途行うなどの措置を必要に応じ講ずる。

6 調査の実施方法

調査は、次の手順で実施するものとする。

- (1) 厚生労働省が作成した調査票等を都道府県に送付
- (2) 都道府県より調査客体へ調査票等を配布
- (3) 調査客体は調査票等に必要事項を記入
- (4) 都道府県は調査客体から調査票等を回収
- (5) 都道府県は回収した調査票等を厚生労働省へ送付
- (6) 厚生労働省は調査票等を集計

7 調査期間及び提出期限

平成 23 年 9 月取引分を調査対象とし、調査客体のうち、販売サイドについては平成 23 年 10 月 18 日までの間に、購入サイドについては平成 23 年 11 月 1 日までの間に調査票等を記入する。

なお、販売サイドについては平成 23 年 10 月 19 日までに調査票等を都道府県に提出し、都道府県は平成 23 年 10 月 26 日までに厚生労働省に提出することとする。

また、購入サイドについては平成 23 年 11 月 2 日までに調査票等を都道府県に提出し、都道府県は平成 23 年 11 月 9 日までに厚生労働省に提出することとする。